

i 制度の概要

令和3年12月末に廃止された産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となったお子様に対する特別給付制度です。令和4年1月改定基準に相当する給付対象基準を満たす場合に、**特別給付金1,200万円を一括支給**いたします。

産科医療の質の向上と紛争防止を目的とし、**看護・介護費用の経済的負担軽減**を図ります。生後6か月以降に死亡した児についても同様に給付対象となる包括的な支援制度となっています。

📄 支援内容

❑ 産科医療特別給付金

令和4年基準相当の給付対象者への一括支給

定額**1,200万円**

🎯 対象となる取組

【出生年・在胎週数・出生体重基準】

- ❑ 2009～2014年出生：在胎28～33週未満
- ❑ 2009～2014年出生：33週以上2000g未満
- ❑ 2015～2021年出生：在胎28～32週未満
- ❑ 2015～2021年出生：32週以上1400g未満

【医学的要件】

- ❑ 先天性・新生児期要因によらない脳性まひ
- ❑ 身体障害者等級1級または2級相当の脳性まひ
- ❑ 産科医療補償制度加入機関での分娩

👥 対象者

- ❑ **平成21年1月～令和3年末**出生児の保護者
- ❑ 産科医療補償制度に係る補償契約締結済
- ❑ 保険料相当分を分娩機関に支払い済
- ❑ 現に補償金・損害賠償金1200万円以上未受領

⚠ 補足事項

- ❑ 損害賠償金受領時は調整あり（差額支給）
- ❑ 産科医療補償制度未申請者も申請可能

💡 採択率向上のポイント

- ❑ **医学的書類の正確性**：診療録・検査データの完全性確保が最重要
- ❑ **専用診断書の質**：**作成資格医による**詳細な病状記載が必須
- ❑ **基準年度の確認**：出生年により異なる基準の正確な適用
- ❑ **事前準備期間**：医療機関との連携に十分な時間確保

📊 戦略的分析

【制度活用の優位性】

- ❑ **従来基準では対象外**だった児童への救済措置
- ❑ 令和4年基準により**対象範囲が拡大**された恩恵
- ❑ 医療技術向上により**予後改善可能性**が増加

【申請戦略のポイント】

- ❑ **分娩機関との早期連携**で書類準備を効率化
- ❑ 専門医との**事前相談**で診断書精度向上
- ❑ 審査基準を満たす**医学的根拠**の明確化

📈 申請要件の適合率



基準適合要素：出生年・体重・在胎週数・脳性まひ重症度の4要素

医学的要件：先天性要因除外と障害等級認定が重要

🔍 医学的評価項目

評価項目	重要ポイント
在胎週数	出生年により28-33週または28-32週基準
出生体重	2000gまたは1400g未満の適用基準
脳性まひ重症度	身体障害者等級1-2級相当の認定
原因要因	先天性・新生児期要因の除外確認

👤 専門家活用のススメ

- ❑ **医療ソーシャルワーカー**：申請手続きの総合的支援
- ❑ **小児神経専門医**：診断書作成と医学的評価
- ❑ **患者会・支援団体**：経験共有と情報提供
- ❑ **法律専門家**：損害賠償との調整相談

📁 必要書類とチェックポイント

*このレポートは生成AIにて作成されています【2025/1/10作成】

提出書類	チェックポイント
給付申請書	❑ 申請者情報の正確性確認 ❑ 児童の出生年月日明記
専用診断書	❑ 作成資格を有する医師による作成 ❑ 脳性まひの詳細な症状記載
診療録・助産録	❑ 分娩時の詳細記録の完全性 ❑ 検査データ一式の整備
戸籍謄本等	❑ 親子関係の証明書類 ❑ 発行から3か月以内

📅 申請スケジュール

🕒 事前準備期間

書類準備に2-3か月程度。分娩機関との連携調整が重要。専用診断書作成医との事前相談も必須。

📬 申請書類取り寄せ

2025年1月10日～開始

Webフォームによる申請書類の取り寄せ受付開始。

🕒 申請期間

2025年1月10日～2029年12月31日

書類準備完了後、随時申請可能。

🕒 審査期間

申請後3-6か月程度（医学的審査含む）

💰 給付金支給

給付対象認定後、指定口座へ一括支給

❓ 問い合わせ

制度詳細	https://www.sanka-kyufu.jcqh.or.jp/
お問い合わせ	公益財団法人日本医療機能評価機構 産科医療特別給付事業専用コールセンター TEL：0120-299-056 受付時間：9:30～17:00（土日祝日・年末年始を除く）